

事務連絡
令和6年3月29日

各地方事務所
資源循環課（係） 殿

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの改訂について

日頃より循環型社会形成推進地域計画に関する事務に御協力いただき、感謝申し上げます。

循環型社会形成推進交付金等については、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ること等を目的としており、循環型社会形成推進交付金等の交付を受けるに当たっては、循環型社会形成推進地域計画の作成を必要としているところです。

循環型社会形成推進地域計画の作成については、従前「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」を策定し、作成に当たっての考え方を周知しているところですが、廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）を踏まえた令和6年度より施行する交付要綱の改正や、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、今般、別添の通り「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和6年3月作成）」（以下「新マニュアル」という。）を新たに作成し、また、これまでのマニュアルである「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（平成17年6月作成・令和6年3月改訂）」（以下「旧マニュアル」という。）を改訂したので、各地方環境事務所におかれましては、内容について御承知いただくとともに、貴管内都道府県に対して周知願います。

なお、令和6年4月1日以降新たに作成する地域計画については、新マニュアルに基づいて作成ください。

また、既に承認を受けている地域計画に対しての変更は、旧マニュアルに基づいて修正するか、新マニュアルに基づいて作成するか、作成自治体で選択できるものとし、どちらかのマニュアルに基づいた上で提出することとしますので、併せて貴管内都道府県に対して周知願います。

別添資料

- ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（平成17年6月作成・令和6年3月改訂）
- ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（見え消し版）
- ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和6年3月作成）
- ・01_【施設＋浄化槽】（地域計画の名称）.xlsx
- ・02_【施設】（地域計画の名称）.xlsx
- ・03_【浄化槽】（地域計画の名称）.xlsx

※01～03 は作成用フォーマット